令和６年１月１９日
情報委員会承認

国立大学法人茨城大学研究データポリシー

１ 目的

本学の行動の指針である茨城大学憲章は、“真理を探究し、豊かな人間性、高い倫理性と社会性をもった人間の育成と「知」の創造、蓄積、体系化および継承”に努めることを基本理念として掲げている。

本学は研究者の研究活動を通じて創出される研究データを適切かつ効率的に管理し、また学術研究のオープン化やアクセス確保のため、研究データの公開と利活用を促進させることで「知」の創造の源泉である研究データの価値を広く社会へ還元し、この理念を具現化するものとする。その指針として、多様な研究活動が行われている本学における研究データに関する基本的な原則を示した「国立大学法人茨城大学研究データポリシー」(以下、「本ポリシー」という)をここに定める。

２ 定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学において本学の研究者が行う研究活動によって収集・生成されたデータのことをいう。

３ 研究データの管理等

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

４ 研究者の責務

本学の研究者は、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件に従って適切に研究データを管理するとともに、可能な限り公開し、利活用に供する。

５ 大学の責務

本学は、研究者による研究データの管理、公開、利活用を支援する環境の整備を推進する。

６ その他

本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、法令、契約、本学が定める規程等の実施に制約を与えるものではない。

また、本ポリシーは社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。